友好都市・国際交流事業の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1)友好都市交流事業の取扱いについては,友好都市締結自治体の意向や財政上の課題を含め総合的な政策 判断が必要である。
- (2)構成区域内の国際交流団体(川内市日本中国友好協会・入来町国際交流協会・東郷町国際交流を進める会等)については,新市において新たに設立する国際交流協会に統合する方向で調整する。
- (3)国際交流員等招致事業については,(財)自治体国際化協会が行うJET事業(語学指導等を行う外国青年招致事業)のうち,国際交流員(CIR)または,スポーツ交流員(SEA)招致を選択する必要がある。

2 提案の理由

各事務事業は,全て政策的判断を必要とするものである。各構成市町村の過去の経緯を十分検討する必要があることを考慮し提案する。

3 協定(協議)先進事例

東京都西東京市(平成13年 1月21日 新設合併)

- 姉妹都市交流事業に関すること 合併後も継続する。
- 2 国際交流事業に関すること 合併後も現行の内容を継続して実施する。

山口県周南市(平成15年4月1日 新設合併)

- 姉妹都市縁組
 現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 国際交流事業 新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 中学生等海外派遣事業 新たな制度等を創設する。ただし、補助率については鹿野町の例による。

広島県庄原市比婆郡4町総領町合併協議会(平成16年11月1日目標 新設合併)

- 1 姉妹都市・友好都市については、新市に引き継ぐ方向で調整する。
- 2 国際交流事業は、新市に引き継ぐ。

新潟県魚沼6か町村合併協議会(平成16年11月1日目標 新設合併)

1 友好都市提携関係

提携町村において関係自治体と合併前に協議し、友好関係存続の方向で調整する。 国際交流については、合併後に検討する。

2 友好都市提携締結先以外の交流

文化、産業交流事業の拡大に努めるものとし、合併後に調整する。 文京区とは、友好都市締結の方向で検討する。

3 児童・生徒の交流事業

校外交流事業については、各校の事業経緯を尊重し、合併後に調整する。 海外ホームステイ(語学留学等)については、事業の拡大を図ることとし、合併後に調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協 定 項 目	23-2 友好都市・国際交流事業の取扱いについて						
調整方針案	国際交流団体(協会等の活動状況)については、新市に移行後、速やかに調整する。						
項目	川内市	入来町	東郷町	樋脇町·祁答院町·里村·上甑村·下甑村·鹿島村			
国際交流団体(協会等の活	【名称】 川内市日本中国友好協会	【名称】 入来町国際交流協会	【名称】 東郷町国際交流協を進める会				
動状況)	【設立年月日】 昭和57年7月26日	【設立年月日】 平成9年7月8日	【設立年月日】 平成9年	該当なし			
	【会員数】 441(個人376,賛助65) 【根拠法令等】 川内市日本中国友好協会規約 【事務所の位置】 川内市天辰町2211-1 川内市国際交流センター内 【主な活団の受け入れや交流の世話・	【会員数】 86(個人65,賛助21) 【根拠法令等】 入来町国際交流協会規約 【事務所の位置】 入来町役場内 【主な活動等】 交流会・研修・ホームステイ等 【組織(役員等)】 会長 副会長 自名長 自名長 自名長 2名 理事 2名	【会員数・主な活動・組織】 からいも交流実行委員会,韓国一直 面友好協会,TFCCの3団体で国際交流を 進めている。 【平成13年度実績】 470千円				
	・協会報発行(年1回) 【組織(役員等)】 会長 1名	監事 2名 顧問 4名 【平成13年度実績】 470千円		調整方針(案)			
	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	4 / 0 111		国際交流団体(協会等の活動状況)については、新市に移行後,速やかに調整する。			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協	定	項	目	23-2 友好都市・国際交流事業の	取扱いについて				
調	整方	針	案	友好都市交流については、締結自治体と合併前に協議し、新市に移行後、速やかに調整する。					
	項	目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
友好	都市交流			【	該当なし	文旅相手先] 中国上海市嘉定区馬陸鎮(マルチン)*鎮は町に相当。 「文旅の経過] 「文旅の経過] 平成6年 入来町の誘致企業が上海ジンル鎖に進出 平成7年 ジンル3鎮政府関係者が来日。友好交流協議書編結。 平成7年 入来町文化ホール落成記念にあわせ お日。	該当なし	該当なし	
					 上甑村	 下甑村	 鹿島村	調整方針(案)	
				該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	友好都市交流については、締結自治体 と合併前に協議し、新市に移行後, 速やかに調整する。	

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協	定]	項	目	23-2 友好都市・国際交流事業の取扱いについて						
調	整	方	針	案	国際交流員等招致事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。						
	項		目		川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町		
国	際交流員	等招致	文事業		【解練】 (単一) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
					里村	上甑村	下甑村	鹿島村	調整方針(案)		
					該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	国際交流員等招致事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。		